

通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所
『介護老人保健施設かけはし通所リハビリ』重要事項説明書

(事業の目的)

社会福祉法人山形虹の会が開設する介護老人保健施設かけはし通所リハビリ（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業員は、要支援者が可能な限りその居宅において、日常生活が営むことができるよう、必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- ① 名称 介護老人保健施設かけはし通所リハビリ
- ② 所在地 鶴岡市民田字代家田100番1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業員
医師 1名以上
理学療法士 1名以上
管理栄養士 1名以上
看護・介護職員 4名以上
従業員は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

- ① 営業日 12月30日から1月3日を除く、月曜日から土曜日とする。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(事業の利用定員)

事業所の利用定員は40名とする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額の各利用者の負担割合に応じた額とする。

- ① 機能訓練
- ② 入浴
- ③ 食事の提供
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

2 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の実施地域を越えた地点から、1kmにつき51円とする。

3 その他の費用

- ① 食費は、577円
- ② 日常生活品費52円(一日あたり)、教養娯楽費52円(一日あたり)
- ③ 催事企画イベントで他事業の入場料等 実費
- ④ 美容代 実費

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。

(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、鶴岡市(事業所から片道10km以内の区域)とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- ① 気分が悪くなったときは、すみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(サービスに関する要望または苦情について)

利用者様及びご家族からの、当事業所の提供する介護サービスに対して要望又は苦情等について、管理者または担当者に申し出ることができる。

(非常災害対策)

事業者は、非常災害対策に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画を作成し、また非常災害に備えるため定期的に非難、救出その他必要な訓練を行う。

(緊急時における対応方法)

通所リハビリテーション職員は、利用者の心身の状況に急変が生じた場合はただちに医療又は居宅介護支援専門員に連絡を行う。

(事故発生時の対応)

事業所は、事故後速やかに処置・対応、家族等への連絡を行います。また、重大な事故及び提出が必要な事故等が発生した際には、関係機関会議の開催と共に、保険者及び県・関連機関への報告を行います。

(虐待防止に関する事項)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(第三者評価について)

事業所では、提供するサービスの第三者評価は実施していません。

(その他運営に関する重要事項)

- ① 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとする。
- ② 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ③ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなったのちにおいても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との個人情報保護に関する誓約書の内容に含むものとする。
- ④ 施設は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

個人情報利用の目的

当事業所では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する法人理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔法人事業所内部での利用目的〕

- ・ 当事業所が利用者様等へ提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者様に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ▶ 入退所等の管理
 - ▶ 会計・経理
 - ▶ 事故等の報告
 - ▶ 当該利用者様への介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者様に提供する介護サービスのうち
 - ▶ サービス担当者会議等での連携及び係る照会への回答
 - ▶ 利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ▶ 検体検査業務の委託その他の委託業務
 - ▶ 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - ▶ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ▶ 審査支払い機関又は保険者からの照会の回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届け出等

【上記以外の利用目的】

〔当法人事業所内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - ▶ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ▶ 当事業所で行われる学生等への実習の協力
 - ▶ 当事業所で行われる事例研究

〔他の事業所等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - ▶ 外部監査機関への情報提供
 - ▶ 職員からの、山形虹の会と福祉を良くする友の会加入のお勧め